

管 区 事 務 所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

安部晋三 首相 殿
伊吹文明 文部科学相 殿

2006年12月7日
日本聖公会 正義と平和委員会
委員長 谷 昌二

教育基本法改正についての緊急要請

今、開会中の臨時国会で、政府・与党提出の教育基本法改正法案が、衆議院で可決し、参議院での審議も、公聴会の段階に入り、近く成立する極めて緊迫した情勢を迎えています。

私たち日本聖公会は、今年5月の第56(定期)総会決議第17号において、「教育基本法の『改正』」に反対する決議文を採択し、全教会に配布いたしました。今日、いじめによる子どもの自殺という悲しい事件の多発や、高等学校における必修科目の未履修問題が報じられ、この問題の解決が、教育基本法の「改正」によって好転するかのごときムードが醸成されています。しかしながら、私たちは、教育基本法の「改正」は、実は、日本国憲法の「改正」と一体であることを改めて指摘し、下記の理由により、この「改正」に反対し、「教育基本法改正案」を破棄するよう要請いたします。

記

- ・ 現行教育基本法は、1946年11月3日に公布された日本国憲法の精神を受けて、「この理想の実現は、根本において教育の力をまつべきものである」として、1947年3月31日に公布・施行されたことが、その前文で明らかにされています。今回の政府・与党提出の「改正案」は、前文からこの文言を削除し、「公共の精神を尊び」「伝統を継承し」の文言を新たに挿入し、現行憲法との一体化を避けています。
- ・ 「改正」案には、第2条に「教育の目標」を新設し、その5には「我が国と郷土を愛する態度を養う」という文言が明記されています。これは従来、小・中学校の「道徳」の指導要領にあった徳目を法定指導要領に格上げし、「愛国心」を国家が育て、これを評価の対象にしようとする意図があることは明らかです。さらにこれは、既に自民党が昨年10月に公表した新憲法草案に明記された「自衛軍の保持」と思想の符節を同じくするものであり、現行憲法「改正」の先取りに他なりません。

現行教育基本法制定に深く関わったキリスト者の南原繁元東大総長は、当時、「今後いかなる反動の嵐の時代が訪れようとも、何人も教育基本法の精神を根本的に書き換えることはできないであろう」と述べています。しかし今、その精神が根本的に書き換えられようとしていることを深く憂慮し、私たちは、この「改正」に強く反対いたします。

以上